

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
アザペロン	動物用医薬品	豚の鎮静剤	海外で、豚の鎮静剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。	動物用医薬品	評価書案を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事: 24.5.15専門調査会)
アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)	動物用医薬品 (再審査)	牛の注射剤	抗菌剤で、ウシの肺炎、乳房炎、産褥熱(さんじょくねつ…分娩時の傷に細菌が感染し、高熱が続く状態)などの治療に用いられています	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事: 18.10.6動物用医薬品専門調査会)
アンピシリンナトリウム	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
アンピシリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
エリスロマイシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品としては、牛、馬、豚、鶏及びすずき目魚類に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動物用医薬品専門調査会から所管替え	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事: 23.12.20専門調査会)
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品又は飼料添加物として牛、豚、鶏、魚類等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	評価書(案)を一部修正し、引き続き農薬専門調査会で審議の予定。(最近の議事: 24.3.27専門調査会)

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤	動物用医薬品 (再審査)	豚の飲水添加剤	豚の胸膜肺炎、マイコプラズマ性肺炎、大腸菌性下痢症の治療を目的として用いられます。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事:20.5.23動物用医薬品専門調査会)
オルビフロキサシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			
キシラジン	動物用医薬品 (残留基準設定)	鎮静剤	牛及び馬の鎮静剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動物用医薬品	専門調査会にて審議中 (最近の議事:24.5.15専門調査会)
酢酸メレンゲステロール	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成ホルモン剤	合成ホルモン剤で、飼料効率の改善、体重増加率の増加、肉用牛の繁殖抑制に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。	動物用医薬品	専門調査会にて審議中 (最近の議事:23.2.21専門調査会)
ジシクラニル	動物用医薬品 (残留基準設定)	昆虫成長制御剤	昆虫成長抑制剤で、ハエ蛆症の予防等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動物用医薬品	確認評価部会にて審議中 (最近の議事:20.7.16)
ジミナゼン	動物用医薬品	抗寄生虫剤	抗寄生虫剤で、牛のバベシア症、タイレリア症に用いられます。	動物用医薬品	専門調査会にて審議中 (最近の議事:24.4.17動物用医薬品専門調査会)
スルファメキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)	動物用医薬品 (再審査)	豚の飲水添加剤	抗菌剤で、豚のレンサ球菌症治療に用いられます。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事:17.8.29動物用医薬品専門調査会)
スルファメキサゾール	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)	動物用医薬品 (再審査)	牛の乳房注入剤	抗菌剤で、牛の乳房炎の治療に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.8.25専門調査会)
セファピリンベンザチン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
セファピリンナトリウム	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
セファピリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
タイロシン リン酸 タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレックス「A」2%、同10%、同20%)	動物用医薬品 (再審査)	豚の経口投与剤	抗菌剤で、鶏、七面鳥、牛及び豚で呼吸器感染症の治療等の他、飼料添加物として用いられています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事:18.10.6動物用医薬品専門調査会)
タイロシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗菌剤	マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。		評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:23.4.27専門調査会)

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
鶏大腸菌症生ワクチン	動物用医薬品 (残留基準設定)		鶏の大腸菌症の予防に使用されます。	動物用医薬品	評価書案を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事: 24.3.21専門調査会)
ドキシサイクリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事: 24.3.27肥料・飼料等専門調査会)
トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)	動物用医薬品 (再審査)	すずき目魚類の飼料添加剤	抗菌剤で、すずき目魚類のレンサ球菌症の死亡率の低下を目的として使用されます。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事: 20.12.24動物用医薬品専門調査会)

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
ノルフロキサシン を有効成分とする 鶏の経口投与剤 (インフェック10% 液)及び豚の経口 投与剤(インフェッ ク2%散)	動物用医薬品 (再審査)	鶏・豚の経口 投与剤	鶏の大腸菌症、豚の細菌性下痢及び胸膜肺炎治療に用いられます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:20.6.25動物用 医薬品専門調査会)
ノルフロキサシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			
フェノキシメチル ペニシリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	抗菌剤で、肺炎や腸炎の治療等に用いられています。ポジティブリス ト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:20.12.1動物用医薬 品専門調査会)
フルニキシン	動物用医薬 品	解熱鎮痛消炎 剤	解熱鎮痛消炎剤として牛、豚及び馬に用いられます。	動物用医薬品	評価書案をリスク管理機 関(厚労省)へ通知するこ ととなった。(最近の議事: 24.2.2専門調査会)
プロピタンホス	動物用医薬品 (残留基準設定)	殺虫剤	殺虫剤で、羊の外部寄生虫駆除等に用いられます。ポジティブリス ト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動物用医薬品	評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:23.8.2専門調査会)
ベダプロフェン	動物用医薬品 (残留基準設定)	非ステロイド系 消炎剤	抗炎症薬で、馬の炎症作用に伴う痛みを軽減するために用いられ ます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されていま す。	動物用医薬品	確認評価部会にて審議中 (最近の議事:20.4.23)
リンコマイシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	リンコマイシン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に 使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定さ れています。	肥料・飼料等	継続審議となった。(最近 の議事:23.7.12専門調査 会)

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
リン酸チロシン を有効成分とする 豚の経口投与剤 (動物用チロシ ンプレミックス「A」 2%、同10%、同 20%)	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	抗生物質で、動物用医薬品として豚増殖性腸炎の治療等に使用 されます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:23.4.27専門調査会)
モネンシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	ポリエーテル系の抗生物質で、国内では飼料添加物として指定さ れています。海外では、動物用医薬品としても使用されます。ポジ ティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書案を一部修正の 上、委員会に報告すること となった。(最近の議事: 24.2.21専門調査会)

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
アラニン	食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)	アミノ酸の補給、飼料の栄養成分及び有効成分の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給等に、飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)
アルギニン					
グリシン					
メチオニン					
ロイシン		アミノ酸の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)
アスパラギン		アミノ酸で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等		
グルタミン					
チロシン					
バリン		アミノ酸で、動物用医薬品として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了(24.3.23締切)	
セリン					
ヒスチジン		水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.7.28専門調査会)	
イノシトール					
コバラミン					
チアミン					
パントテン酸					
ビオチン					

動物用医薬品

評価案件名 (物質名等)	物質の区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
ナイアシン ピリドキシン 葉酸 リボフラビン			水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)
コリン			水溶性ビタミンで、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を一部修正。引き続き農薬専門調査会で審議の予定。(最近の議事:22.10.27肥料・飼料等専門調査会)

* 動物用医薬品については、成分は残留基準の設定にあたっての評価要請、それを有効成分とする製剤は承認申請・再審査にあたっての評価要請を受けています。この表では、評価を併せて行う成分と製剤を並べて掲載しています。